

東海地区大学図書館協議会会則

昭和 25 年 5 月 1 日
令和元年 8 月 20 日改正
東海地区大学図書館協議会総会

(名 称)

第 1 条 本会は、東海地区大学図書館協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、東海地区大学図書館の発展を図ると共に、図書館員の教養と技術の向上及び相互の親睦をはかることを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、前条の目的に賛同する東海地区（静岡、愛知、岐阜、三重）の国立、公立、私立の大学図書館その他これに準ずる図書館を以て組織する。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互間の連絡提携
- 二 図書及び図書館に関する研究会、講習会、展覧会等の開催並びに後援
- 三 図書館運営に関する相談、指導
- 四 機関誌の発行
- 五 その他必要と認める事業

(会 長)

第 5 条 本会に会長を置く。
2. 総会において会長館を選出し、その会長館の図書館長が会長となる。
3. 会長の任期は、2 年とする。但し、重任を妨げない。

(委員会)

第 6 条 本会に運営委員会及び機関誌編集委員会を置く。
2. 委員会に関する事項は、別に定める。

(総 会)

第 7 条 会長は、毎年一回総会を招集する。
2. 会場は、加盟館の輪番とする。

第 8 条 会長館は、協議事項（議題及び承合事項）をとりまとめ、審議運行の手続きを計る。

第 9 条 総会の票決権は、一館一票とし議決は出席館の過半数の賛成を要する。

(会 計)

第 10 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2. 会員の会費は、年額 8,500 円とする。

第 11 条 本会の会計事務を監査するため、監事を置く。

2. 総会において監事館を選出し、その監事館の図書館長が監事となる。

3. 監事の任期は 2 年とする。但し、重任を妨げない。

第 12 条 本会の予算は、毎年総会の議決を経て決定し、決算は監査を受けたのち、次の総会において承認を得るものとする。

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事務局)

第 14 条 会長館に、本会の事務局を置く。

2. 事務局に、事務局長及び職員を置く。

3. 会長館の事務部長、又はこれに準ずる者が事務局長となる。

(加盟と脱退)

第 15 条 本会に加盟を希望するものは、会長に申請し、総会の承認を得なければならない。

2. 本会からの脱退を希望するものは、理由を付して会長に申請しなければならない。脱退については総会に報告する。

(会則の変更)

第 16 条 この会則の変更は、総会の承認を

得なければならない。

(附 則)

本会則は、昭和 25 年 5 月 1 日から施行する。

(附 則)

この改正は、昭和 50 年 7 月 23 日より施行する。

(附 則)

この改正は、平成 27 年 8 月 21 日より施行する。

(附 則)

この改正は、令和元年 8 月 20 日より施行する。